

浦添市地域DX人材育成事業業務委託契約書（案）

委託業務名称 浦添市地域DX人材育成事業業務委託
履行期間 契約締結日の翌日から令和5年（2023年）3月31日まで
業務委託料 ￥ ー
（うち消費税及び地方消費税の額 ￥ ー）

頭書業務の委託について、発注者を浦添市長 松本 哲治とし、受託者を〇〇〇〇とし、次の条項により委任契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義誠実の原則に従い、相互の信頼関係を維持し、誠実をもってこの契約を履行するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は、この契約書に定めるもののほか、別紙の浦添市地域DX人材育成事業実施委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び浦添市契約規則（昭和55年1月30日規則第4号）に従い委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（業務履行場所）

第3条 委託業務の履行場所は、アィム・ユニバースてだこホール：マルチメディア学習室（沖縄県浦添市仲間1-9-3）及び甲が指定する場所（以下、「学習室等」という。）とする。

（委託期間）

第4条 委託期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。

（委託業務の実施方法）

第5条 乙は、仕様書並びにその他の指示事項を遵守のうえ、業務を実施するものとする。
2 乙は、契約締結後、速やかに仕様書に基づきDX人材育成研修（以下、「研修」という。）並びにDX人材育成研修用機器等（以下、「機器等」という。）に関し、業務実施体制表並びに研修計画表を作成のうえ、甲に提出し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、仕様書に基づき研修に必要な機器等を整備するため、速やかに機器等の調達に努めなければならない。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は契約金額の100分の10とする。ただし、浦添市契約規則第6条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(労働者派遣法との関係)

第7条 甲乙双方とも、この契約に基づき乙が行う研修のすべてにおいて、甲と乙との間に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定される派遣元と派遣先としてのいかなる関係も存在しないことを確認するものとする。

(運営責任者の設置等)

第8条 乙は、委託業務の実施に当たり、研修が円滑に処理できるよう、研修に適した者を適正に従事させなければならない。

2 乙は、自己の責任において、研修の指揮監督を行うため、乙が学習室等に配置する社員（以下「配置社員」という。）の中から運営責任者を定めなければならない。

3 前項の運営責任者は、乙が学習室等に配置するその他の社員を直接指揮監督し、甲との連絡調整を行うものとする。

4 乙は、甲に対して、仕様書に定めるところにより、乙の配置社員の住所、氏名等を届け出るものとする。また、乙の配置社員に異動があったときも同様とする。

(納入及び検収)

第9条 乙は、仕様書に記載の機器等を、納入期限までに甲に納入するものとする。

2 乙は、甲と協議のうえ研修業務の実施スケジュールを踏まえ、研修の実施に必要な機器等の納入優先度を定め、優先度の高いものを速やかに納入し、研修の実施に支障を与えないものとする。

3 甲は、前項による機器等の納入後10日以内に受入検査を行い、合致することを確認したうえで、乙所定の検査調書に記名押印し乙に通知することとする。

4 検査合格書が通知されない場合であっても、第1項による納入物の納入後14日以内に甲から書面による異議申立がない場合は、当該期間満了をもって検査に合格したとすることとする。

5 前2項による検査合格をもって、納入物について甲の検収は完了とする。

(納入期限の変更)

第10条 次の各号に該当する事由が生じた場合は、乙は甲に対し、納入期限の変更を申し

入れることができる。

- (1) 本契約にある甲の確認又は承認が、規定の期間内に行われなかったとき。
 - (2) 甲の担当者が本契約の履行に必要な協力を行わなかったとき。
 - (3) 天災、地変その他乙の責に帰することのできない事情により、納入期限に納入することができなくなったとき。
 - (4) その他、甲の認める特にやむを得ない事情により、納入期限に納入することができなくなったとき。
- 2 前項に基づく申し入れは、納入期限変更の理由並びに作業内容及び該当する納入物を書面に明記し、乙の担当者がこれに記名押印したうえで、これを甲に通知することにより行うものとする。
- 3 第1項の申し入れが行われたときは、甲及び乙は速やかに変更の内容及び変更日程について協議を行い、新たな納入期限を設定するものとする。

(秘密保持等)

第11条 乙及び乙の配置社員は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が履行され、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、乙の配置社員に対し、秘密保持について常に指導監督を行わなければならない。
- 3 乙は、常に委託業務を担当する配置社員の品位の保持に努めるとともに、その資質の向上を図らなければならない。また、乙の配置社員が学習室等にいる間は、甲の職場の規律に従って行動させなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(電子情報の取扱)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するための電子情報の取扱いについては、別記2「電子情報に関する取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(基準に不適合の場合)

第14条 甲は、乙の業務が仕様書に示すものに適合していないときは、その業務の手直しを命ずることができる。この場合における費用は乙の負担とする。

(業務内容の変更)

第15条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対して書面により通知するものとする。

(調査)

第16条 甲は、この契約の履行のために必要があると認められるときは、乙の業務の実施状況等について業務の履行場所及び乙の事業所等を実地に調査し、所要の報告を求めることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(業務実績報告等)

第17条 乙は、業務完了後、研修終了報告及び実績報告書並びに委託業務完了報告書は3月28日までに提出しなければならない。

(委託料の確定)

第18条 甲は、前条の規定により乙から委託業務の実績報告を受けたときは、延滞なく当該事業が契約の内容に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対し通知するものとする。なお、委託料は、頭書表記の金額をもって限度額とする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、甲に対して委託料の支払い請求を行うことができる。

3 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に契約金額を乙に支払うものとする。

(指導及び指揮監督)

第19条 甲は、この契約事項の実施について、個別に指導及び監督を行うことができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第20条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

第21条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(善管注意義務)

第22条 乙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって委託業務を処理する義務を負うものとする。

(損害賠償)

第23条 乙は、業務実施に当たり、乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙への事前の通知等をせずに、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第三者より仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立又は租税公課滞納処分を受けたとき。
- (2) 破産、民事再生、会社更生、会社整理若しくは特別清算の申立を受け、又は自らこれを申立てたとき。
- (3) 振出した手形、小切手を不渡りとし、又は一般の支払いを停止したとき。
- (4) 解散、合併、減資又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 前項各号に定めるもののほか、乙の責めに帰すべき理由により、業務を継続する見込みが明らかでないとき。
- (2) 乙の業務が甚だしく不誠実と認められるとき。
- (3) 乙にこの契約を確実に履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 乙がこの契約に違反したとき。

3 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、委託料の10分の1に相当する金額を違約金として支払わなければならない。ただし、履行済みの部分に相当する金額は、委託料に算入しないものとする。

4 前項の違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げるものではない。

第25条 甲は、この契約に関して乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が、前各号に掲げる抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 乙又は乙の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、請負代金の額の10分の2に相当する金額を賠償金として甲の指

定する期間内に甲に支払わなければならない。業務委託が完了した後も同様とする。ただし、甲が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

(暴力団排除条項)

第26条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合にはその者、法人である場合におけるその法人の役員 又は当該個人若しくは法人の経営に事実上経営に参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下これらを「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降すべての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員又は使用人等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(遅滞損害金)

第27条 乙は、乙の責めに帰すべき理由により履行期限までに履行しないときは遅

滞日数に応じ委託料の年2.5パーセントに相当する額を遅滞損害金として、甲の 指定する 期間内に甲に払わなければならない。

(費用の負担)

第28条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(部分払)

第29条 受託者は、業務の完了前に、受託者が既に業務を完了した部分に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中1回を超えることができない。

2 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受託者の立会いの上、契約書及び仕様書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

5 受託者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払いを請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額は、発注者と受託者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知にあわせて第1項の業務委託料相当額の協議を申し出た日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受託者に通知する。

部分払金の額 \leq 第1項の業務委託料相当額 \times (9 / 10)

7 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは、「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(協議)

第30条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 浦添市長

乙 受託者